

改 正 後	現 行
<p><b>第 1 編 地質・土質調査業務標準仕様書</b></p> <p>目次 (略)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1101 条 (略)</p> <p>第 1102 条 用語の定義 標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～26 (略)</p> <p><u>27 「納品」とは受注者が監督職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。</u></p> <p><u>28 「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。</u></p> <p><u>29 「電子成果品」とは電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。</u></p> <p><u>30 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u> なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p><u>31 「成果物」とは受注者が契約図書に基づき履行した地質・土質調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。</u></p> <p><u>32 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名したものを有効とする。</u> (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 (2) <u>情報共有システムで扱う業務関係書類については書面として認めるものとする。</u> なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p><u>33～41 (略)</u></p> <p>第 1103 条～第 1109 条 (略)</p> <p>第 1110 条 担当技術者 1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、<u>8</u>名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に○名までとする。 2 (略)</p> <p>第 1111 条 提出書類 1・2 (略)</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 1 0 0 万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)が実施している業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、原則 15 日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則 15 日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、原則 15 日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、JACIC に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は、<u>8</u>名までとする。) また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情</p>	<p><b>第 1 編 地質・土質調査業務標準仕様書</b></p> <p>目次 (略)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1101 条 (略)</p> <p>第 1102 条 用語の定義 標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～26 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>27 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 (2) <u>電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</u></p> <p>28～36 (略)</p> <p>第 1103 条～第 1109 条 (略)</p> <p>第 1110 条 担当技術者 1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、<u>○</u>名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に○名までとする。 2 (略)</p> <p>第 1111 条 提出書類 1・2 (略)</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 1 0 0 万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)が実施している業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、原則 15 日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則 15 日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、原則 15 日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、JACIC に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は、<u>○</u>名までとする。) また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情</p>

報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

また、書面による確認を受けた場合は、登録時に JACIC が発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督職員に送信されるため、登録が完了したことを監督職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

第 1112 条～第 1117 条 （略）

第 1118 条 成果物の提出

1～3 （略）

4 受注者は、「森林整備保全事業における電子納品ガイドラインの制定について」（令和 4 年 1 月 21 日付け 4 林整計第 577 号）（以下、「電子納品ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。なお、電子納品ガイドラインで特に記載が無い項目の取扱については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第 1119 条 （略）

第 1120 条 検査

1・2 （略）

3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）地質・土質調査業務成果物の検査

（2）地質・土質調査業務管理状況の検査

地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、電子納品ガイドラインに基づくものとする。

第 1121 条～第 1139 条 （略）

第 2 章～第 8 章 （略）

報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

また、書面による確認を受けた場合は、登録時に JACIC が発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督職員に送信されるため、登録が完了したことを監督職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

第 1112 条～第 1117 条 （略）

第 1118 条 成果物の提出

1～3 （略）

（新設）

第 1119 条 （略）

第 1120 条 検査

1・2 （略）

3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）地質・土質調査業務成果物の検査

（2）地質・土質調査業務管理状況の検査

地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第 1121 条～第 1139 条 （略）

第 2 章～第 8 章 （略）

第2編 測量業務等標準仕様書

目次

第1章・第2章 (略)

第3章 山地治山等測量.....

第1節・第2節 (略)

第3節 溪間工の測量.....

第2312条 踏査選点.....

第2313条 中心線測量.....

(削る)

第2314条 縦断測量.....

第2315条 横断測量.....

第2316条 構造物計画位置横断測量.....

第4節 山腹工の測量.....

第2317条 踏査選点.....

第2318条 平面測量.....

第2319条 縦断測量.....

第2320条 横断測量.....

第5節 防風林造成の測量.....

第2321条 踏査選点.....

第2322条 平面測量.....

第2323条 縦断測量.....

第2324条 横断測量.....

第6節 なだれ防止林造成の測量.....

第2325条 踏査選点.....

第2326条 平面測量.....

第2327条 縦断測量.....

第2328条 横断測量.....

第7節 土砂流出防止林造成の測量.....

第2329条 踏査選点.....

第2330条 平面測量.....

第2331条 縦断測量.....

第2332条 横断測量.....

第8節 保安林整備の測量.....

第2333条 踏査選点.....

第2334条 平面測量.....

第2335条 縦断測量.....

第2336条 横断測量.....

第9節 水土保持治山等の測量.....

第2337条 水土保持治山等の測量.....

第10節 地すべり防止の測量.....

第1 調査に関わる測量.....

第2338条 踏査選点.....

第2339条 地形測量.....

第2340条 測線測量.....

第2 設計に関わる測量.....

第2341条 地すべり防止工の測量.....

第2342条 設計に関わる測定の種類.....

第2343条 測線測量.....

第2344条 平面測量.....

第2345条 縦断測量.....

第2346条 横断測量.....

第4章・第5章 (略)

第2編 測量業務等標準仕様書

目次

第1章・第2章 (略)

第3章 山地治山等測量.....

第1節・第2節 (略)

第3節 溪間工の測量.....

第2312条 踏査選点.....

第2313条 中心線測量.....

第2314条 平面測量.....

第2315条 縦断測量.....

第2316条 横断測量.....

第2317条 構造物計画位置横断測量.....

第4節 山腹工の測量.....

第2318条 踏査選点.....

第2319条 平面測量.....

第2320条 縦断測量.....

第2321条 横断測量.....

第5節 防風林造成の測量.....

第2322条 踏査選点.....

第2323条 平面測量.....

第2324条 縦断測量.....

第2325条 横断測量.....

第6節 なだれ防止林造成の測量.....

第2326条 踏査選点.....

第2327条 平面測量.....

第2328条 縦断測量.....

第2329条 横断測量.....

第7節 土砂流出防止林造成の測量.....

第2330条 踏査選点.....

第2331条 平面測量.....

第2332条 縦断測量.....

第2333条 横断測量.....

第8節 保安林整備の測量.....

第2334条 踏査選点.....

第2335条 平面測量.....

第2336条 縦断測量.....

第2337条 横断測量.....

第9節 水土保持治山等の測量.....

第2338条 水土保持治山等の測量.....

第10節 地すべり防止の測量.....

第1 調査に関わる測量.....

第2339条 踏査選点.....

第2340条 地形測量.....

第2341条 測線測量.....

第2 設計に関わる測量.....

第2342条 地すべり防止工の測量.....

第2343条 設計に関わる測定の種類.....

第2344条 測線測量.....

第2345条 平面測量.....

第2346条 縦断測量.....

第2347条 横断測量.....

第4章・第5章 (略)



## 第1章 総則

### 第2101条 (略)

### 第2102条 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

(1)～(27) (略)

(28)「納品」とは受注者が監督職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。

(29)「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。

(30)「電子成果品」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。

(31)「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

(32)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

(33)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(削る)

情報共有システムで扱う業務関係書類については書面として認めるものとする。

(削る)

(34)～(41) (略)

### 第2103条～第2108条 (略)

### 第2109条 担当技術者

1 受注者は業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く）。なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。

2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

### 第2110条 (略)

### 第2111条 提出書類

1・2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、原則15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、原則15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は、8名までとする。）

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを

## 第1章 総則

### 第2101条 (略)

### 第2102条 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

(1)～(27) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(28)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

(29) (略)

(30)～(37) (略)

### 第2103条～第2108条 (略)

### 第2109条 担当技術者

1 受注者は業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く）。

(新設)

2 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

### 第2110条 (略)

### 第2111条 提出書類

1・2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、原則15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、原則15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は、〇名までとする。）

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督職員に送信される電

登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督職員に送信されるため、登録が完了したことを監督職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

第2112条～第2118条（略）

第2119条 成果物の提出

1～3（略）

4 受注者は、「森林整備保全事業における電子納品ガイドラインの制定について」（令和4年1月21日付け4林整計第577号）（以下、「電子納品ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。なお、電子納品ガイドラインで特に記載が無い項目の取扱いについては、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第2120条（略）

第2121条 検査

1・2（略）

3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）測量業務等成果物の検査

（2）測量業務等管理状況の検査

測量業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については電子納品ガイドラインに基づくものとする。

第2122条～第2141条（略）

第2章（略）

第3章 山地治山等測量

第1節・第2節（略）

第3節 溪間工の測量

第2312条・第2313条（略）

（削る）

第2314条～第2316条（略）

子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督職員に送信されるため、登録が完了したことを監督職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

第2112条～第2118条（略）

第2119条 成果物の提出

1～3（略）

（新設）

第2120条（略）

第2121条 検査

1・2（略）

3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）測量業務等成果物の検査

（2）測量業務等管理状況の検査

測量業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第2122条～第2141条（略）

第2章（略）

第3章 山地治山等測量

第1節・第2節（略）

第3節 溪間工の測量

第2312条・第2313条（略）

第2314条 平面測量

1 平面測量は、中心線測量で設置した測点を基準として、保全対象、所有者界、土砂捨場、林相区分等を明らかにするものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

（1）平面測量

平面測量は、トータルステーション（光波測距儀）を使用し、測量する。

（2）簡易平面測量

簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用し、測量する。

2 測量成果に基づき、平面図を作成するものとする。

第2315条～第2317条（略）

第4節 山腹工の測量

第2317条～第2320条 (略)

第5節 防止林造成の測量

第2321条～第2324条 (略)

第6節 なだれ防風林造成の測量

第2325条～第2328条 (略)

第7節 土砂流出防止林造成の測量

第2329条～第2332条 (略)

第8節 保安林整備の測量

第2333条～第2336条 (略)

第9節 水土保持治山等の測量

第2337条 (略)

第10節 地すべり防止の測量

第1 調査に関わる測量

第2338条～第2340条 (略)

第2 設計に関わる測量

第2341条～第2346条 (略)

第4節 山腹工の測量

第2318条～第2321条 (略)

第5節 防止林造成の測量

第2322条～第2325条 (略)

第6節 なだれ防風林造成の測量

第2326条～第2329条 (略)

第7節 土砂流出防止林造成の測量

第2330条～第2333条 (略)

第8節 保安林整備の測量

第2334条～第2337条 (略)

第9節 水土保持治山等の測量

第2338条 (略)

第10節 地すべり防止の測量

第1 調査に関わる測量

第2339条～第2341条 (略)

第2 設計に関わる測量

第2342条～第2347条 (略)

### 第3編 設計業務等標準仕様書

#### 第1章 総則

第3101条 (略)

第3102条 用語の定義

1～29 (略)

30 「納品」とは受注者が監督職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。

31 「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。

32 「電子成果品」とは電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。

33 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

34 「成果物」とは受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

35 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

(2) (削る)  
情報共有システムで扱う業務関係書類については書面として認めるものとする。

36～43 (略)

第3103条～第3106条 (略)

第3107条 照査技術者及び照査の実施

1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。実施設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック等」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェック等の資料は、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェック等の根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（実施設計に限る。）。

(6) (略)

3 (略)

第3108条 担当技術者

1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く。）。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。

2・3 (略)

第3109条 提出書類

1・2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以

### 第3編 設計業務等標準仕様書

#### 第1章 総則

第3101条 (略)

第3102条 用語の定義

1～29 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

30 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。  
(新設)

31～38 (略)

第3103条～第3106条 (略)

第3107条 照査技術者及び照査の実施

1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。実施設計（山腹工設計及び一車線林道設計を除く。）においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（実施設計（山腹工設計及び一車線林道設計を除く。）に限る。）。

(6) (略)

3 (略)

第3108条 担当技術者

1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く。）。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、○名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に○名までとする。

2・3 (略)

第3109条 提出書類

1・2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登



下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、原則 15 日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則 15 日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、原則 15 日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、JACIC に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は、8 名までとする。）

また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

また、書面による確認を受けた場合は、登録時に JACIC が発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督職員に送信されるため、登録が完了したことを監督職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

第 3110 条～第 3115 条 （略）

第 3116 条 成果物の提出

1～3 （略）

4 受注者は、「森林整備保全事業における電子納品ガイドラインの制定について」（令和 4 年 1 月 21 日付け 4 林整計第 577 号）（以下、「電子納品ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。なお、電子納品ガイドラインで特に記載が無い項目の取扱いについては、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第 3117 条 （略）

第 3118 条 検査

1・2 （略）

3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務等成果物の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、電子納品ガイドラインに基づくものとする。

第 3119 条～第 3137 条 （略）

第 2 章 （略）

第 3 章 治山設計業務

第 1・第 2 （略）

第 3 流路工

第 3309 条 （略）

第 3310 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 3116 条成果物の提出に従い納品するものとする。

録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、原則 15 日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則 15 日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、原則 15 日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、JACIC に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は、〇名までとする。）

また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

また、書面による確認を受けた場合は、登録時に JACIC が発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督職員に送信されるため、登録が完了したことを監督職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

第 3110 条～第 3115 条 （略）

第 3116 条 成果物の提出

1～3 （略）

（新設）

第 3117 条 （略）

第 3118 条 検査

1・2 （略）

3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務等成果物の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第 3119 条～第 3137 条 （略）

第 2 章 （略）

第 3 章 治山設計業務

第 1・第 2 （略）

第 3 流路工

第 3309 条 （略）

第 3310 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 3116 条成果物の提出に従い〇部納品するものとする。

1～9 （略）



1～9 (略)

第4 山腹工等

第3311条 山腹工設計

1～4 (略)

5 山腹工の設計

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

(1) 施設設計

(略)

(2)～(5) (略)

第3312条～第3318条 (略)

第3319条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3116条成果物の提出に従い納品するものとする。

1・2 (略)

第5・第6 (略)

第4章～第8章 (略)

第4 山腹工等

第3311条 山腹工設計

1～4 (略)

5 山腹工の設計

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

(1) 施設計画

(略)

(2)～(5) (略)

第3312条～第3318条 (略)

第3319条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3116条成果物の提出に従い〇部納品するものとする。

1・2 (略)

第5・第6 (略)

第4章～第8章 (略)

附 則 この通知は、令和4年4月1日から適用する。